

5 派遣留学生のための奨学金制度 (2018 年 4 月現在)

立教大学では、派遣留学生の海外留学を奨励し支援することを目的に、学費免除や奨学金制度を設けています。また、派遣留学生を対象とする外部の奨学金（給与・貸与）への応募の機会が与えられることがあります。それぞれの手続き・方法により応募してください。

1 協定大学学費免除

本学と派遣先大学との協定により、派遣先大学における学費が免除されます。89 校中 86 校が免除の対象です。

2 本学学費免除

派遣先大学の学費が免除とならない協定校に派遣留学する学生を対象に、本学学費免除を適用する制度です。対象・条件は以下のとおりです。

対象者

学費相互免除でない協定校のうち国際センターサポーター委員会が認めた協定校に派遣する学生で、「在学留学」を選択する者。

免除される本学学費

授業料、教育充実費、実験・実習費

3 立教大学グローバル奨学金（給与）

本学が実施する海外留学プログラムへの参加者のうち、経済援助を必要とする者に対し給付する奨学金です。支給基準を満たした者全員に年額 10 万～40 万円（選考により決定）を支給します。「派遣留学制度」を利用する者には、家計審査により留学期間 2 セメスターの場合は年額 20 万円もしくは年額 40 万円、留学期間 1 セメスターの場合は年額 10 万円もしくは年額 20 万円が必ず支給されます。本奨学金の受給を希望する者は、定められた申込期間中に必ず申請を行ってください。なお、本奨学金の募集は、学生部学生厚生課が行います。

4 立教大学校友会成績優秀者留学支援奨学金（給与）

本学が実施する海外留学プログラムへの参加者のうち、特に成績が優秀な者に対し給付する奨学金。学部 2 年次生以上を対象とし、対象者には年額 10 万円を支給します。本奨学金の受給を希望する者は、定められた申込期間中に必ず申請を行ってください。なお、本奨学金の募集は、学生部学生厚生課が行います。

5 立教大学国際交流奨励奨学金（給与）

協定校のうち、自己負担金額が大きい協定校に留学する派遣留学生に、本学が給付する奨学金です。対象校となる協定校はシカゴ大学・コーネル大学（2019 年度は募集なし）です。奨学金額は留学期間が 1 年の場合は 100 万円、留学期間が半期の場合は 50 万円です。対象校への候補者となり派遣先大学から入学許可を受けた学生は国際センターへの申込みにより受給することができます。

6 立教大学法学部櫛引賞（給与・法学部生のみ）

本学校友から立教学院に寄贈された寄付金による奨学金です。学部 3 年次に立教大学の派遣留学制度に基づいて協定校に留学する法学部学生の学業を奨励することを目的とし、2 年次春学期までの成績が優秀な学生に与えられます。詳細は募集要項を確認してください。

出願資格：出願時に法学部 2 年次に在籍し 6 月および 9 月募集の協定校留学に応募する法学部学生。

ただし、12 月募集で採用された法学部学生（派遣留学出願時 1 年次生）も含む。

※他の奨学金と重ねて受給することができます。

採用者：1 名

奨学金：10 万円（給与）

7 学外の奨学金制度

①派遣先大学の奨学金

派遣先大学が、本学からの派遣留学生に奨学金を給付することがあります。各協定校の奨学金の有無や詳細は、P24以降の「**■** 協定校情報」の各校の項目を参照してください。なお、募集に関しては、派遣留学生採用後に、国際センターが対象者に直接案内します。

②海外留学支援制度（協定派遣）／独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）

海外留学支援制度（協定派遣）は本学に対して毎年配当があることが保証されているわけではありません。年度によっては支給することができない場合もありますのであらかじめご了承ください。

海外留学支援制度（協定派遣）は、協定大学等に派遣される学生に対して、留学に係る費用の一部を奨学金として支援することにより、グローバル社会において活躍できる人材を育成するとともに、我が国の高等教育機関の国際化・国際競争力強化に資することを目的として支給される奨学金制度です。留学目的・計画が明確であり留学効果が期待できる人物として採用されるものであり、**在学留学・休学留学いずれの場合でも派遣先大学では一定のカリキュラム履修（単位が認定される授業履修）が求められています**。本学に対して JASSO から割り当てがあった場合、国際センターから対象者に通知します。JASSO の定める出願資格を満たす者のうち、派遣留学生選考時に国際センターサポーター委員会審査において決定した候補者の優先順位に基づき採用者を決定します。採用者には派遣留学期間中、本学を通じて月額 6 ～ 10 万円が支給されます（地域によって支給額が異なります）。なお、シカゴ大学・コーネル大学・エセックス大学派遣の学生は支給対象となりません。

●成績評価係数（推薦資格・条件の一部：詳細は同奨学金募集要項参照）

成績評価係数 2.30 以上（3 点満点・奨学金採用者選考時の前年度の単位）

（大学院で成績を算出できない場合は 2.30 以上相当と見なせる優秀な評価）

$$\text{成績評価係数} = \frac{(S + A \text{ の単位数} \times 3) + (B \text{ の単位数} \times 2) + (C \text{ の単位数} \times 1) + (D \cdot F \text{ の単位数} \times 0)}{\text{総登録単位数} (\times)}$$

（※）総登録単位で算出するため D 評価・F 評価（不合格）や途中で履修放棄した場合には、その分だけ成績評価係数は低くなりますので十分に注意してください。

● JASSO の定める出願資格には、成績要件の他に家計基準に合致することが求められます。また、採用者は留学中の在籍確認（毎月）、留学終了後の報告書の提出が義務づけられています。

③官民協働海外留学支援制度 トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム

日本再興戦略と産業界からの意向を踏まえ、実践的な学びを焦点に、自然科学系分野、複合・融合分野における留学や、新興国への留学、諸外国のトップレベルの大学等に留学する学生を支援する制度です。本制度に採用された場合は、留学プログラム参加期間中、毎月所定の金額の奨学金が支給されるほか、授業料の一部や留学準備金等の手厚い支援を受けることができます。ただし事前研修・事後研修参加が義務付けられ、渡航中もアンバサダーとして日本文化等を海外に広める役割を担う必要があります。年 2 回募集が行われる予定です。詳細は本制度のウェブサイト（<http://www.tobitate.mext.go.jp/>）を確認してください。なお、本奨学金の学内における窓口は学生部学生厚生課となります。

※申請手続きは立教大学がとりまとめを行います。トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラムウェブサイト記載のスケジュールと学内申請スケジュールは異なりますのでご注意下さい。

④民間奨学財団等の奨学金

本学は、佐藤陽国際奨学財団奨学金（公益財団法人佐藤陽国際奨学財団）等の奨学金の推薦指定を受けております。募集の通知が届き次第、発表（もしくは対象者に通知）します。詳細は当該奨学金の募集要項等を確認してください。

学外奨学金の情報は
右記ウェブサイトで
お知らせします(①②を除く)

SPIRIT ▶ 学生生活 ▶ 奨学金
https://spirit.rikkyo.ac.jp/student_affairs

8 その他の奨学金(貸与)

JASSO 第二種奨学金(短期留学)、国の教育ローンなど、派遣留学生が利用可能な貸与奨学金があります。貸与奨学金等の制度を利用する場合には留学前に申請手続きが必要です。

JASSO 第二種奨学金(短期留学)は留学開始月により出願締切が異なります。出願締切は4～7月留学開始者が1月中下旬、8～11月留学開始者が4月下旬、12～3月留学開始者が9月中旬になりますので、学生部・学生厚生課にて早期の相談、準備を行うようにしてください。

参考：立教大学提携教育ローン

立教大学が提携している銀行から融資を受ける制度です。金利、融資条件等の詳細は直接銀行へお問い合わせください。

- ・三菱 UFJ 銀行 西池袋支店 TEL 03-3986-5111 (代表)
- ・三井住友銀行 池袋支店 TEL 03-3984-5155 (代表)

6 留学中の安全管理

●安全管理の備え

留学先の環境は日本とは異なります。気候、治安、医療事情などを出発前によく調べ、把握しておきましょう。伝染病、感染症などの情報に注意を払い、予防接種を受けていないものがある場合には、日本で接種できるか、留学先到着後に接種することができるかを調べ、十分な対策をとることをこころがけてください。

安全や健康管理に関する情報を得るとともに、以下の各ポイントについても十分注意を払い、事前準備を進めてください。

- ①留学の全期間をカバーする**海外旅行保険(派遣留学・認定校留学の場合は本学指定のもの)に必ず加入する。**
- ②留学先国・地域の治安や社会情勢等の情報を入手し、滞在中もチェックするようこころがける。
- ③外務省「在留届」の提出を必ず行なうとともに、現地の緊急連絡先(日本大使館、領事館等)を調べておく。
- ④留学先での移動や旅行は、必ず行き先や期間を留学先教育機関や家族に伝える。
- ⑤パスポート、クレジットカード、航空券などは必ずコピーを取り、日本の家族にも保管してもらう。
- ⑥持病のある人は、メディカル・レポートを作成し携帯する。渡航時に常備薬を持参する場合は持ち込み可能な薬品かどうかを確認する。

●海外旅行保険

海外留学にあたり海外でのさまざまな病気、怪我をはじめ、不測のトラブルや事故に備えるため、**派遣留学生・認定校留学生には包括契約に基づく大学指定の海外旅行保険ならびに留学生トータルサポートプログラムへの加入を必須としています(認定校留学生は海外旅行保険のみ)。**留学先大学の学生保険や滞在国の健康保険への加入が義務付けられている場合もありますが、そのような場合においても必ず本学指定の海外旅行保険には加入する必要があります。海外旅行保険は金銭的負担を伴いますが、加入することにより、現地学生保険・現地健康保険では対応していない救援者費用、個人賠償責任が適用されるほか、往復渡航時や留学期間前後の滞在、周辺国への旅行についても、キャッシュレス医療サービス等が適用され、安心して留学生活を送ることができます。突然の多額の費用発生にも、留学生本人やご家族の費用負担やトラブルを未然回避・早期解決することができます。